

NEWS LETTER Vol.14

明けましておめでとうございます。
新しい年が始まりました。気持ちも新たに1年間頑張りたいと思います。
本年もよろしくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。

2

2015

謹賀新年



■新年ご挨拶

～ 税理士法人アクシス代表社員・スタッフ一同より ～

■確定申告のご準備をお願いいたします

■お仕事備忘録

■お仕事カレンダー

■2月開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

川人行政書士事務所

株式会社徳島経理代行センター

有限会社エム・エスサービス

徳島県徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL : 088-631-8119 FAX : 088-632-6543

HP : <http://www.m-staff.com>

謹賀新年

旧年中のご愛顧、誠にありがとうございました。
本年も皆様の良きパートナーとして、
スタッフ一同共に考え、共に歩む所存でございます。
本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

平成二十七年 元旦

税理士法人アクシス 川人税理士事務所
税理士法人アクシス 岸税理士事務所
株式会社マネジメント・スタッフ
株式会社徳島経理代行センター
社会保険労務士法人 アクシス
税理士 川人 勲
税理士 川人 洋一
税理士 岸 宏次
税理士 湊 朗
社会保険労務士 榎葉 稔
スタッフ一同



[本社・徳島事務所] 〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3-3 TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543
[吉野川事務所] 〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1 TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187
ホームページ <http://www.m-staff.com> メールアドレス ms@m-staff.com

税理士法人アクシス
代表社員 新年ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。
「2015年」のキーワードは「GからLへ」だそうです。世界を相手に高品質、低価格で戦うグローバル（G）経済と、地域に根ざし地元の人々の生活を豊かにするためのサービスを提供するローカル（L）経済に分かれるのです。日本の経済を蘇らせるのは、競争中心のグローバル経済ではなく、地元を中心としたローカル経済の活性化が鍵となります。ローカル経済を活性化するのは地域に密着し、顧客ニーズを的確に把握している私たち中小企業に他なりません。お客様の困りごと、不便なことを解決し、うれしいこと、楽しいことを提供する。「安心・信頼・便利」を競う時代になっているのです。

私たち税理士法人アクシスグループは全力で地域の企業のお役にたてるよう努力いたしますので本年もよろしくお願いいたします。

平成二十七年 元旦



税理士法人アクシス 代表社員 川人洋一



新年あけましておめでとうございます。
先日発表された2015年第3四半期のGDPの速報値は、一次速報値から下方修正され、マイナス1.9%（年率換算）となりました。アベノミクスの第3の矢（成長戦略）の有効性に期待したいところです。

当税理士法人の問題としましては、昨夏の統合に伴い、旧岸会計事務所の顧問先の皆様には、色々ご心配をおかけしました。私自身も代表社員として陣頭に立ち、今まで以上に努力する所存でございますので、本年もよろしくお願いいたします。

平成二十七年 元旦

税理士法人アクシス 代表社員 岸 宏次

スタッフより新年ご挨拶



【税理士氏名】 ※税理士試験全科目合格者含む
谷本章 湊朗 立石正博 美野博 鎌谷郁代 益田順子 小島晴美
川人洋一 川人勲 岸宏次



【社会保険労務士等氏名】 ※社労士有資格者・社労士試験合格者含む
岡田 上柿 山本 川人 樫葉 森本 橋本
由美子 佳織 江美子 洋一 稔 香奈江 育代



・お客様の繁栄を願って頑張ります(川人勲)
・お客様のおかげで元気に楽しく出社させて
いただいております(川人昭子)

- ・お客様と二人三脚で進んでいきます(橋本)
- ・皆様のコンシェルジュ(よろず承り係)を目指します(富田)
- ・丁寧、正確、心を込めた仕事をこれからもしていきます(川又)
- ・明るく元気に頑張ります(有松)
- ・お客様の立場に立って考える事のできる担当者を目指します(西川)
- ・ご相談いただける担当者を目指します(広瀬)
- ・『おってよかった』と言っただけの担当者を目指します(谷源)
- ・困ったことを解決できる担当者を目指します(岩井)



・誰からも相談されやすい存在に(元木)
・健康第一!!初心忘れずに(渡部)
・仕事の効率と体重をスリム化(住友)
・お客様のお役に立てるよう頑張ります(有内)

- ・笑うかどには福来たる!今年も笑顔で(高橋)
- ・一生懸命頑張ります!!(奥田)
- ・お客様第一主義で頑張ります!(鳥井)
- ・有言実行、そしてスピーディーな仕事を目指します(山本)
- ・穏やかな人になるよう心掛けます(坂口)
- ・より必要とされる人となるよう頑張ります(服部)



スタッフより新年ご挨拶



- ・明元素 (^_^)v (栗坂)
- ・困ったことは何でも解決します！(笠井賢)
- ・誠実な対応を行います (長江)
- ・更なるサービス向上へ精一杯努力いたします (西條)
- ・ますますのご発展を祈念いたします (上田)
- ・本年もよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます (小阪)
- ・お客様の信頼に応えられるよう精一杯頑張ります (斎藤)
- ・いつも笑顔で頑張ります (浜)
- ・信頼できるパートナーになってお客様の困窮ののらせていただきます(犬伏)
- ・何でも相談していただけるよう日々努力します (福良)
- ・何事もポジティブ思考で頑張ります (豊田)



- ・お客様に気軽に来社して頂けるような会社の雰囲気作りをしていきたいと思ひます(川人修子)
- ・皆様のお役に立てるようこれからも精進いたします (真鍋)
- ・皆様のパートナーとしてお役に立ちたいと思ひます (平田)
- ・お客様に「ありがとう」と言ってもらえるように頑張ります (山崎)
- ・皆様が気軽に来社して頂けるよう努めてまいります (小山)
- ・2015年が良い年となりますように 本年もよろしくお願ひ申し上げます (石川)
- ・今年 年女です まだまだ「未」熟ですが 精一杯頑張りますので今年もよろしくお願ひします (鎌谷)
- ・関与先の皆様とともに一歩ずつ歩んでいきたいと思ひております 本年もよろしくお願ひいたします(宮内)
- ・お客様と共に悩み、笑い、成長していける一年にしたいと思ひます(森本)
- ・お客様のお役に少しでも立てるよう日々努力して参りたいと思ひます(益田)



- ・この冊子の労務の記事は、僕が書いてます 是非、読んでください (櫻葉)
- ・いろいろ頑張ります (笠井雅)
- ・新年の幕開けです 共に成長していきます (巽)
- ・お客様の「困った」をお引き受けします (橋本育)
- ・今年は年男です がんばります (松尾)
- ・新しい1年、皆様にとって素敵な年となりますように… 本年も宜しくお願ひ致します (小島)
- ・お客様のご要望にお応えできるよう 日々精進していきます よろしくお願ひ致します(櫻井)



税理士法人アクシス 社会保険労務士法人アクシス



＜確定申告をご依頼のお客さまへ＞

確定申告の時期が近付いてきました ご準備をよろしくお願いたします

今年も所得税（復興特別所得税）の確定申告の時期が近づいてきました。
次のような場合、確定申告をする必要がありますので、お早めにご準備をお願いします。
(※この例以外にも、確定申告が必要な場合があります。)

- 土地や建物など、**不動産を売却**した場合
- 生命保険会社などから、**満期金や一時金**を受け取った場合（すべての場合ではありません。）
- **株式等の譲渡や配当**などの受け取りがあった場合（すべての場合ではありません。）
- **医療費が年間10万円以上**（総所得金額等が200万円未満の場合は別）かかり、医療費控除を受けたい場合
- **ふるさと納税**などの寄附をしており、寄附金控除を受けたい場合
- 所有している不動産の賃貸収入がある場合
- 会社員で次に該当する場合
 - ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・ 2ヶ所以上から給与の支払いを受けており、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人

土地など不動産の売却をした方は

契 約 書



売却した土地や建物に関する契約書をご準備ください。契約書は、「**売却時の契約書**」と、その不動産を「**購入した際の契約書**」の2種類をご準備ください。

生命保険満期金・一時金があった方は

生命保険の満期保険金の明細書

生命保険契約が満期になり、満期保険金等を受け取った場合は、**保険料の払込総額と受取額**の分かる、生命保険会社から送付のお知らせのハガキなど



をご準備ください。
※ 場合によっては贈与税の申告が必要です。

株式等の譲渡をした方や配当を受け取った方は

譲渡したとき→年間取引報告書



株式等の譲渡をされた場合、証券会社から送付された「**年間取引報告書**」を準備ください。

配当があるとき→支払通知書



株式等の配当所得がある場合、証券会社等から送付された「**支払通知書**」など、配当金額の分かる書類をご準備ください。

こんな場合、所得控除が受けられます

医療費が10万円以上かった方

平成26年中に支払った医療費の額（高額療養費などで補てんされる額は除きます。）が、合計で10万円以上（総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%以上）ある場合、医療費控除が受けられますので、病院等の領収書をご準備ください。

【 医療費控除の対象となるもの 】

- インプラント
- レーシックによる視力矯正手術にかかった費用
- 歯列矯正で、不正咬合のためのもの
- × 歯列矯正で、美容のためのもの
- 治療のための通院費
⇒この場合、診察券などで通院した日を確認できるようにしておく+金額の記録
自家用車のガソリン代などは対象とならない



ふるさと納税をした方は寄附金控除



平成26年中に、2,000円を超えるふるさと納税をされた方は、寄附先の自治体が発行した「受領証明書」をご準備ください。

住宅借入金等特別控除



適用を受けるためには、控除を受ける最初の年に確定申告が必要です。金融機関の「借入金の年末残高等証明書」のほかに、「登記事項証明書」などをご準備ください。

給与所得者の特定支出控除

給与所得者で、特定支出の合計額が一定額以上（※1）の場合、特定支出控除が受けられます。「特定支出に関する明細書」「給与の支払者の証明書」「支出した金額を証明する書類」「給与の源泉徴収票」をご準備ください。

【 特定支出とは？ 】

次のもので、給与の支払者が証明したもの

- 通勤のために必要な交通機関の利用のための支出（通勤費）
- 転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出（転居費）
- 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出（研修費）
- 職務に直接必要な資格を取得するための支出（資格取得費）
- 単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出（帰宅旅費）
- 図書費や衣服費、交際費等で職務の遂行に直接必要なもの（勤務必要経費）（※2）

（※1）給与収入1,500万円以下…給与所得控除額×1/2
給与収入1,500万円超…125万円

（※2）支出額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。

Q & A

Q 株式の配当金があります。確定申告は必要ですか？

A 基本的には源泉徴収されるので、必ず確定申告をしなければならないということはありません。ただし、確定申告をすることも可能です。配当金の課税の方法は、下の3通りの方法があり、確定申告することで有利になる場合があります。

【 3通りの方法があります 】

(※税率は住民税含む、復興特別所得税除く)

1. 配当金に対して、20%の源泉徴収で終了（確定申告しない）
2. 確定申告をして、配当控除を受ける（確定申告をし、総合課税選択）
3. 確定申告をして、株などの譲渡損失と損益通算をする（確定申告をし、分離課税選択）

■ 上記2. の場合

- ・ 税率・・・15%～50%の累進課税
- ・ メリット・・・配当控除（課税総所得金額 1,000 万円以下なら控除率 10%など）
が受けられる

■ 上記3. の場合

- ・ 税率・・・一律 20%
- ・ メリット・・・株や投資信託などの
譲渡損失と損益通算が可能



なお、主婦（夫）などの方が、上記2. 3. を選択(申告)した場合、配偶者控除が受けられなくなる場合があります。状況に応じて、慎重に選択しましょう。

Q 源泉徴収有りを選択した特定口座における上場株式等の譲渡損失があります。確定申告するメリットとデメリットを教えてください。

A よくあるメリットやデメリットとして、次のケースが考えられます。

【 メリット 】

- メリット① 確定申告することで、譲渡損失を最大3年間繰り越すことが可能。ただし、毎年確定申告しないと繰り越しされない。
- メリット② いったん源泉徴収された税金が、戻ってくる場合がある。

【 デメリット 】

デメリット 主婦（夫）などの場合、配偶者控除が受けられなくなる場合がある。

Q 給与所得がありますが、このほかにインターネットによるサイドビジネスで副収入があります。この副収入についても、確定申告する必要がありますか？

A サイドビジネスで得た所得についても、あわせて申告する必要があります。
なお、所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。
ただし、市町村民税の申告は、20万円以下であっても、申告が必要です。

Q 人間ドッグや健康診断の費用は、医療費控除の対象となりますか？

A 疾病の治療を行うものではないので、原則として対象となりません。
ただし、これらで重大な疾病が発見され、その診断等に引き続き疾病の治療を行った場合は、これらの健康診断なども、治療の前段階の診察と同じものと考えられますので、医療費控除の対象となります。

Q 年間で11万円の医療費を支払いましたが、高額療養費で2万円補てんされました。この場合、医療費控除を受けられますか？

A 高額療養費で補てんされた額は、医療費の額から除きます。この例では医療費の実質負担額は9万円となり、10万円未満ですので、医療費控除は受けられません。
(※総所得金額等が200万円未満の場合は、この限りではありません。)
高額療養費のほかに、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きますので、ご注意ください。

Q 歯の治療を、歯科ローンで、分割で支払いをします。契約は平成26年中にしましたが、ローンの支払いが終わるのは来年です。この場合、医療費控除は対象となりますか？

A 歯科ローン契約が成立した年に、全額が医療費控除の対象となります。
この場合、手元に領収書がない場合がありますが、その場合は、歯科ローン契約書の写しをご準備ください。
なお、ローン契約にかかる金利や手数料は医療費控除の対象とはなりません。

Q 確定申告の内容が間違っていた場合、どうすればいいですか？

A 実際より税額を多く申告していたときは、5年以内に「更正の請求書」を提出すれば、納めすぎた税額を還付してもらうことができます。
少なく申告していたときは、「修正申告書」を提出してください。修正申告は、税務署から更正があるまではできませんが、延滞税がかかったり、過少申告加算税がかかる場合がありますので、申告もれの所得があったことに気がついた場合は、お早めに当社担当者までご連絡ください。

税理士法人アクシス

2月開催セミナー

徳島
元気塾

2/13 (金) 18:00~21:00 『第4期徳島元気塾』本講座
「『価格』設定の重大性と価格決定のプロセス」

企業の成長と生存のための
経営セミナー

経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から
経営の「原理原則」を解説します。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 3/13 (金) 有利な商品政策とそのため「仕入れ」と「調達」
 - ◇ 4/10 (金) 競争による衰退トレンド「業種」から「業態」へ
 - ◇ 5/15 (金) 立地(販売エリア)の選定とその原則
- * 日程等は変更になる場合があります。

相続

2/4 (水) 18:30~20:00 「新しい相続税にどう対応するか？」

無料相続セミナー

土地を持ったまま活用しないのは、とても
不経済です。うまく資産価値をコントロール
して、相続税や固定資産税を削減しましょう。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 3/18 (水) 18:30~20:00
- * 3/18は吉野川支店で開催します

両日とも20:00より個別無料相談を実施!

交流

2/26 (木) 19:00~21:00 「経営研究会」

業種を超えた交流

経営者の皆さまにご参加いただいて業種の
壁を超えて交流、意見交換を行います。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 3/26 (木)
 - ◇ 4/23 (木)
 - ◇ 5/28 (木)
- * 日程等は変更になる場合があります。

無料

人事労務相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する
ことなど、人事労務に関するご相談に、
社会保険労務士が広くお答えします。

- 開催日時：毎月第1・3金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

無料

年金相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手
続きの方法や、年金額のシミュレーションな
ど、年金給付に関するあらゆる疑問にお答え
します。

- 開催日時：毎月第2・4金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

FAX(088-632-6543)/メール(ms@m-staff.com)にてお申込みください

参加セミナー等 番号	セミナー番号①	2/13「徳島元気塾第4期本講座」	
	セミナー番号②	2/4「新しい相続税にどう対応するか？」	
	セミナー番号③	2/26「経営研究会」	
	無料相談会④	「人事労務相談会」/「年金相談会」	
貴社名	御役職 御芳名	(相談会のお申込みをされるお客さまは、ご希望の日時・時間をご記入ください。)	
TEL	相談会 希望日時		
FAX			
所在地	(当社のお客さまは、ご記入不要です)		

* セミナー参加料は、当日受付にてお預かりいたします。